平成１７年2月１７日

各　位

三井トラスト・ホールディングス株式会社

中央三井信託銀行株式会社の米ドル建て劣後特約付無担保永久社債の発行について

当社子会社である中央三井信託銀行株式会社（社長　田辺和夫）は、米ドル建て劣後特約付無担保永久社債について、２月１６日（ニューヨーク現地時間）に、下記の条件で発行することを決定いたしましたのでお知らせします。

記

１．米ドル建て劣後特約付無担保永久社債の概要

（１）発行総額	８億５千万米ドル
（２）期　　間	永久（１０年目以降の利払日に、金融庁の了解を前提に、中央三井信託銀行株式会社の裁量により償還可能）
（３）利　　率	１０年目以降最初の利払日までは年５．５０６％の米ドル固定金利、その後は３ヶ月米ドル LIBOR＋２．４９％の変動金利
（４）発行価額	額面金額の１００％
（５）募集方法	米国市場においては１９３３年米国証券法 Rule144A に基づく私募、米国以外の海外市場（欧州・アジアを中心）においては同法 Regulation S に基づく募集（注：日本国内での募集・勧誘は実施いたしません）
（６）払込期日	平成１７年２月２４日（ニューヨーク現地時間）（予定）
（７）資金使途	一般事業資金
（８）引受証券会社	J.P. Morgan Securities Inc.、UBS Securities LLC、Goldman, Sachs & Co.、Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith Incorporated
（９）格　　付（取得予定）	Baa２（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク）

以　上

この文書は、中央三井信託銀行株式会社に関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は１９３３年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、１９３３年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。米国における証券の公募が行われる場合には、１９３３年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。この場合、英文目論見書は、中央三井信託銀行株式会社又は売出人より入手することができ、これには中央三井信託銀行株式会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。本件においては米国における証券の公募は行われません。